

## 【医師確保計画推進事業Q & A】

R4.4.1

(研修環境整備事業)

No.	質問区分	質問	回答	回答日
1	研修環境整備事業	・新たに制度を設けた理由を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が、医師少数区域等に所在する医療機関へ赴任するにあたっては、自己研鑽や研修ができる環境であるかは重要な要素ですが、医療機関によって研修環境は異なります。</li> <li>・研修環境を整備することで、病院の魅力アップにつなげ、県内の医師多数区域又は県外からの医師の赴任を促すため設けました。</li> </ul>	R4.4.1
2	研修環境整備事業	・補助対象について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修環境を整備するための初期の導入経費で、症例や教育コンテンツの加入費用、ウェブ端末の整備費用などです。</li> <li>・なお、導入済みの設備を継続するための費用への振替は対象外とします。</li> </ul>	R4.4.1
3	研修環境整備事業	・事業期間について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期の導入経費を支援することから、令和4年度から3年間とします。</li> </ul>	R4.4.1
4	研修環境整備事業	・基準額について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の3つの事業を組み合わせた基準額10,000千円とは別に、1申請事業あたり1,000千円です。</li> <li>・既存事業10,000千円と研修環境整備事業1,000千円を申請する場合。補助額はそれぞれの1/2の、5,000千円+500千円=5,500千円となります。</li> </ul>	R4.4.1